

## 石油法改正

(Act 21/2014: Lei dos Petroleos)

### 1. 背景及び概要

石油・ガスの探査、開発、生産、加工、輸送、販売については、「石油法 (Act 3/2001 of February 21: "Lei dos Petróleos")」及び「石油事業規則 (Decree 24/2004 August 20: "Regulamento das Operações Petrolíferas")」にて規定されている。石油法では、石油・ガスの探査、開発、生産等は、コンセッション契約を事前に締結する必要があると定められている。これらコンセッション契約は、一般的には、一般入札によって供与される。

石油・ガスのコンセッション契約者は、一般的な税に加えて、「石油生産税 ("Imposto sobre a Produção do Petróleo")」を支払う義務があり、石油については、原油生産額の 10%、天然ガスについては 6% と規定されている。

ガス田の発見が続いているモザンビークでは、LNG 等のガス開発を促進させ、ガス開発で得られた資金を地域経済及び国家開発計画に貢献させるため、現行の石油法を改正することとなった。2014 年 8 月 14 日、モザンビーク議会は、フレリモ党及び MDM 党の賛成多数（レナモ党は反対）によって、石油法改正案を承認した。同年 8 月 18 日、ゲブーザ大統領が石油法改正を公示し、石油法 (Act 21/2014: Lei dos Petroleos) は施行された。

ガス・石油の税法については、「石油事業に適用される税法及び財政優遇に関する特別体制法改正 ("Lei de Revisão do Regime Específico de Tributação e de Benefícios Fiscais Aplicáveis as Operações Petrolíferas")」が、同じ時期に審議され、2014 年 8 月、議会にて承認された。

### 2. 主な改正箇所

#### (1) 国家の役割 (Article 4)

- ① 国家は、液体及びガス炭化水素の探査、調査、生産、輸送、商業化、精製、加工、その副産物（石油化学、LNG、液化ガス）を管理する。
- ④ 国家は、投資家及び地元コミュニティとの事前協議と事前交渉のうえ、天然資源の潜在性を公表し、石油事業におけるモザンビーク企業の関与を促進する。
- ⑤ 国家は、国家石油資源の一部を国家開発の促進に向けるよう保証する。
- ⑥ 国家は、国家の代表である ENH (Empresa Nacional de Hidrocarbonetos)、国営企業 (Empresa Pública: EP) の投資における資金調達を保証して、石油・ガス交渉における参加の改善と安定を保証する。

#### (2) 権利所有者の保証 (Article 16)

石油事業の権利所有者は、以下の法的保証が認められる。

- a) 当局から取得したコンセッション契約の現在の権利と義務の譲渡
- b) 石油事業の実現のための支援と固有権利への尊重
- c) 現行法律と資源に関する補完規則で確立された規則と手続きに従って、石油・ガスを自由に使用・商業化する権利
- d) 解決の代替手段を講じた上で、紛争解決のための国際調停への上訴

#### (3) 石油事業の管理 (Article 19)

- ① 政府は、必要な適用規則の策定を含めた、石油事業の実現を保証する政策を実施しなければならない。
- ② 政府は、石油生産で得られる収入の 1 %が、石油事業を実施している地域のコミュニティ開発のために向けられるよう保証しなければならない。
- ③ 前項で述べたパーセンテージは、国家予算に組み込まれる。

(4) 国家の参加 (Article 20)

- ① 国家は、いかなる法的主体による関与になろうとも、石油事業の参加の権利を主張する。
- ② 国家の参加は、石油事業のいかなる段階でも発生することとし、これら条件は契約で設定される。
- ③ 国家は、段階的な形式で、石油・ガス事業における参加の増大を促進しなければならない。

(5) 一般入札 (Article 21)

- ① 国家は、石油・ガスの調査、生産、開発の活動のために一般入札 (public tender) を実施しなければならない。
- ② 一般入札の実施のための手続きは、資源に関する一般法律が適用されるものの、規則にて定義される。

(6) 採掘産業最高機関 (Article 23)

採掘産業最高機関 (High Authority of Extractive Industry) は、石油活動の管理において、その活動を行う。

(鉱業法改正においても、採掘産業最高機関について言及されており、その構成については、議会でも議論が残っている)

(7) 国家炭化水素企業 (ENH) (Article 24)

- ① ENH は、石油製品の調査、探査、生産、商業化に責任のある国家主体であり、石油事業において国家を代表する。
- ② ENH は、全石油事業に参加し、国内及び海外の石油・ガスの調査、探査、生産、精製、輸送、保管、商業化、その副産物 (LNG、液化ガス) の各活動段階に参加する権利がある。
- ③ ENH は、国内市場の開発及び国内産業化を目的とした石油・ガスの分担を管理する権利がある。
- ④ モザンビークにおける石油資源の開発に関心のある全ての投資家は、国家の独占的代表である、ENH とのパートナーシップを開始しなければならない。

(8) 税制 (Article 25)

石油事業の実施を行う権利所有者は、特別税 ("imposto específico") に加えて、以下の税を支払わなければならない。

- a. 所得税
- b. 消費税 (IVA)
- c. 地方税 (事業位置が都市の場合)
- d. その他法律で定められた税

石油事業税制の特別体制は、法律にて、定められる。

(9) コンセッション契約の種類 (Article 28)

コンセッション契約には、以下の権利が付与される。

- a. 探査 (Reconnaissance)
- b. 調査と生産

- c. 石油パイプライン及びガスパイプライン・システムの建設とオペレーション
- d. インフラの建設とオペレーション

石油事業の戦略的商業情報の秘密情報保護という点はあるが、コンセッション契約は、法的団体の監査と訪問に従う必要があり、コンセッション契約の主要条件は、公表されなければならない。

(10) 国内消費のための石油とガス (Article 35)

- ①. 政府は、国内領域で生産される石油・ガスの 25%以上の割合を国内市場向けとすることを保証しなければならない。
- ②. 政府は、前項で述べた石油・ガスの割合の使用において、その取得、価格定義、その他固有資源について規制する。

(11) マーケティングと商業化 (Article 36)

- ①. 政府は、石油・ガス交渉における国家の代表である ENH が関連製品のマーケティングと商業化においてリーダーシップの役割を担うことを保証しなければならない。
- ②. 政府は、国内市場の開発と国家産業の開発のために、ガスの使用の最大化を促進しなければならない。

(12) 地元開発 (Article 48)

石油活動で得られた収入の 1 %は、石油事業が位置する地域のコミュニティ開発のため、国家予算に組み込まれなければならない。

(13) 産業活動の開発 (Article 49)

- ①. 石油資源は、必要に応じて、原材料から転換産業に使用しなければならない。
- ②. 国家は、関心のある国内商業家が存在する場合には、地元産業の使用のため、石油製品の価格を交渉の余地のあるものに要求することができる。
- ③. 石油開発から得た原材料を使用する転換産業活動は、特別法にて規定される。

(14) 採掘透明性のイニシアティブ (Article 50)

石油採掘企業は、活動結果及び国家への支払額を公表する義務があり、また、企業の社会的責務 (CSR) 関連の義務は監査される。

(15) 譲渡 (Article 53)

- ①. コンセッション契約の権利及び義務の第三者への直接的な譲渡は、モザンビークの法律に基づいて行わなければならず、政府の承認を要する。
- ②. この条項は、その他のコンセッション契約に関する直接的及び間接的譲渡 (コンセッション契約に含まれている権利保有主体の株の譲渡、割当やその他の参加形式の譲渡) にも適用される。